

# 居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 092-558-0128

FAX 092-558-0129

管理者 森 千夏

\* ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

## 2. ささえあい太陽ケアプランセンターの概要

### (1) 当事業所の概要

事業所名 ささえあい太陽ケアプランセンター

所在地 福岡市南区老司1-28-27-302

介護保険指定番号 居宅介護支援 4071102174

法人 株式会社 ディアマインド

代表取締役 濱田芳蔵

サービスを提供する地域 福岡市内全域、那珂川市、春日市、  
その他相談に応じます。

(2) 当事業所の職員体制

ケアマネージャー 1名以上 ( 内1名 管理者兼務 )

(3) 營業時間

平 日 午前9：00～午後6：00

その他の 土曜日、日曜日

年間休日 12月30日～1月3日

### 3. 居宅介護支援費

居宅介護支援費については、通常の場合、介護保険から給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等がある場合は介護保険法に定められた居宅介護支援費に基づき料金をいただきます。「居宅介護支援費Ⅰ」担当者数 44 名上限。

居宅介護支援費（Ⅰ）取扱い件数が45件未満の場合

要介護1・2 → 1.086 単位/月

要介護3・4・5 → 1,411 単位/月

初回加算 → 300 単位／月（初回・要介護区分 2 段階以上の認定を受けた場合）

入院時情報連携加算 (I) → 250 単位/月

入院時情報連携加算（Ⅱ） → 200 単位／月

退院退所加算 → 連携1回カンファレンス参加無 450 単位  
カンファレンス参加有 600 単位

連携 2 回カンファレンス参加無 600 単位

カンファレンス参加有 750 単位

連携 3 回カンファレンス参加有 900 単位

特定事業所加算Ⅰ → 519 単位／月

特定事業所加算Ⅱ → 421 単位／月

特定事業所加算Ⅲ → 323 単位／月

特定事業所加算A → 114 単位／月

#### 4. 当事業所の居宅介護支援の特徴

##### 運営の方針

本事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。

- 1、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及びサービスが多様な事業所から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 2、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立に行います。
- 3、事業の運営、利用にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護 支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設 および関係機関との連携に努めます。
- 4、病院に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。速やかに関係者との連携に努めます。
- 5、契約の終了については、利用者はいつでも申し出ることができ、この契約を解除することができます。ケアプランセンターからの解約については、利用者又は家族が、事業者や職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（ハラスメント行為）をおこない、その状態が改善されない場合には解約することができます。

## 6、サービス内容に関する苦情

当事業所 ささえあい太陽ケアプランセンター

お客様相談・苦情担当 TEL 558-0128 【 實藤由美・森 千夏 】

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口で苦情を申し立てることもできます。

|      |   |          |      |   |          |
|------|---|----------|------|---|----------|
| 南区   | → | 561-2131 | ・城南区 | → | 822-2131 |
| 博多区  | → | 441-2131 | ・中央区 | → | 714-2131 |
| 那珂川市 | → | 953-2211 | ・西区  | → | 559-5125 |
| 東区   | → | 645-1071 | ・早良区 | → | 833-4355 |
| 春日市  | → | 584-1111 | ・国保連 | → | 642-7859 |

## 7、虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者→【管理者・森 千夏】

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8、身体拘束の適正化に関する事項

利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 9、事故発生時の対応

速やかに、ご家族、市町村に連絡し、必要な処置をとります。

賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 10、秘密の保持

（１） 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

（２） あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件で個人情報を利用できるものとします。